

宮城県公報

宮城県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

規則

ページ

○表彰規則の一部を改正する規則

（人事課）

一

○地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則

（同）

一

○地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

（同）

一

○次世代育成支援対策推進法第十九条第一項に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

（同）

二

○宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例施行規則の一部を改正する規則

（行政経営推進課）

二

○県職員宿舍規則の一部を改正する規則

（職員厚生課）

二

○消防学校規則の一部を改正する規則

（消防課）

二

○副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令
○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

（人事課）

三

○地方行政連絡調整会議規程の一部を改正する訓令
○消防関係職員の服制及び被服等貸与に関する規程の一部を改正する訓令

（行政経営推進課）

四

○職員表彰規程の一部を改正する告示

（人事課）

五

規則

表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第二十九号

表彰規則の一部を改正する規則

表彰規則（昭和四十二年宮城県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中、「病院事業管理者」を削る。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第三十号

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第十五条第一項ただし書に規定する職員を定める規則（昭和四十九年宮城県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

「及び病院局」を削る。

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第三十一号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則（平成二十二年宮城県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削る。

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第三十二号

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項に規定する職を定める規則（平成二十二年宮城県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削る。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村井嘉浩

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

次世代育成支援対策推進法第十九条第一項に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

次世代育成支援対策推進法第十九条第一項に規定する特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

次世代育成支援対策推進法第十九条第一項に規定する特定事業主等を定める規則（平成十七年宮城県規則第十七号）の一部を次に改正する。

本則の表病院事業管理者の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十三号

宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例施行規則（平成十七年宮城県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「おおむね五分の一以上のもの」を「五分の一以上四分の一未満であり、かつ、県が当該法人の最大株主又は最大出資者となっているもの」に改め、同項第二号中「おおむね」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項第四号を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第三号及び第四号の改正

規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

県職員宿舍規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十四号

県職員宿舍規則の一部を改正する規則

県職員宿舍規則（昭和四十九年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。第二条第五号中、「病院局」を削る。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十五号

消防学校規則の一部を改正する規則

消防学校規則（昭和四十六年宮城県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。第十六条の見出し中「自衛消防組織の構成員等」を「消防職員及び消防団員以外の者」に改める。様式第一号（その一）を次のように改める。

様式第1号(その1)(第7条関係)

入 校 願 書

年 月 日

宮城県消防学校長 殿

任命権者

印

下記の者を貴校に入校させたいので、許可願います。
記

教育訓練の種類別	初 任 総 合 教 育 (第 期)			
(ふりがな) 氏 名	生年 月 日	年 月 日 (歳)	性 別	男・女
	現 住 所			
最 終 学 歴 (学 校 名)	学 校 名 ()			
採 用 年 月 日				
推 薦 理 由				
救 急 除 理 教 育 免 除 理 由				
備 考				

注1 この様式は、初任総合教育を受けさせようとする場合に用いるものとする。
 2 年齢は、入校しようとする年度の4月1日を基準日とする。急救救命士の資格を有する者で、「救急除理科目教育免除理由」欄には、入校願書提出時において「救急除理科目教育の修了」を希望する場合に、その旨を記入すること。
 3 初任総合教育のうち救急除理科目を履修させないことを希望する場合に、その旨を記入すること。
 4 「備考」欄には、「急救救命士国家試験を過去に受験した場合は受験年月日及びその可否を、今後受験しようとする場合は受験予定年月日を記入すること。また、救急除理科目を履修させないことを希望する場合も併記すること。

様式第1号(その2)

「(ふりがな) 氏 名」 生年 月 日 年 月 日 (歳)
 「住 所」

「(ふりがな) 氏 名」 生年 月 日 年 月 日 (歳) 性 別 男・女
 「現 住 所」

なお、「気管挿管講習を受けさせようとする」や「急救救命士の資格を有する」は、

別

1)S 別添 様式二十三第百四十九号の規程を参照すること。

訓 令 申

○宮城県訓令第百三十一号

「急救救命士の資格を有する者」の規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「急救救命士の資格を有する者」の規程の一部を改正する訓令

「急救救命士の資格を有する者」の規程(平成十八年宮城県訓令第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第11号中「を前掲の」を「を前掲の」に改め、

別

1)S 訓令第百三十一号の規程を参照すること。

○宮城県訓令第百三十一号

「急救救命士の資格を有する者」の規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

「急救救命士の資格を有する者」の規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員に任命する規程(昭和六十年宮城県訓令第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条中、「又は」を、「、漁業監督吏員、魚類防疫員又は」に改め、同条を第二十条とする。
第十七条を第十九条とし、第十六条の次に次の二条を加える。

(漁業監督吏員の任命)

第十七条 農林水産部水産振興課、地方振興事務所水産漁港部又は水産技術総合センターに所属する職員のうち、漁業取締りその他漁業調整に関する事務を行う者は、当該課、地方振興事務所水産漁港部又は水産技術総合センターに所属する期間中、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十四条第一項の規定による漁業監督吏員とする。

(魚類防疫員の任命)

第十八条 農林水産部水産業基盤整備課又は水産技術総合センターに所属する職員のうち、持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)に規定する養殖水産動植物の伝染性疾病の予防に関する事務を行う者は、当該課又は水産技術総合センターに所属する期間中、同法第十三条第一項の規定による魚類防疫員とする。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第五号

地方行政連絡調整会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方行政連絡調整会議規程の一部を改正する訓令

地方行政連絡調整会議規程(昭和五十七年宮城県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中、「、病院局の県立病院の長」を削る。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第六号

消防関係職員の服制及び被服等貸与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

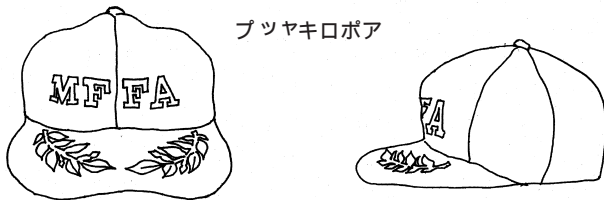
消防関係職員の服制及び被服等貸与に関する規程の一部を改正する訓令

消防関係職員の服制及び被服等貸与に関する規程(昭和二十八年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

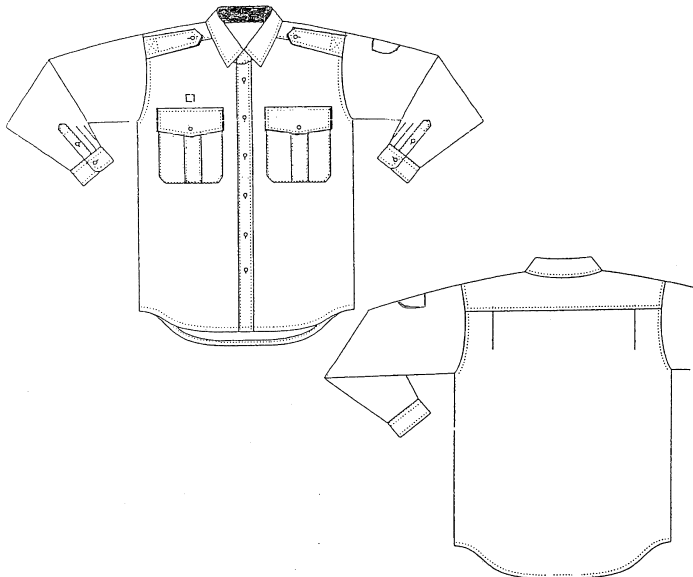
別表第一上衣(合服)の項中、「制式」を、「製式」に改め、「開きん剣襟」の下に、「又は折り襟」

を加え、「剣襟の」を、「襟の」に改め、同表スボンの項中、「制式」を、「製式」に、「両もも」を、「両もも部」に改め、同表外とうの項中、「制式」を、「製式」に改め、同表上衣(夏服)の項中、「の布」を、「又は淡青色の織物とし、肩章裏、台衿、カフス裏及び胸ポケットのふた裏に類似色を配する。」に、「制式」を、「製式」に改め、「(小開き式)」の下に、「の長さで又は半そでとする。」を加え、「似た色」を、「類似色」に改め、「を付け」の下に、「類似色」を加え、同表帽子の項中、「制式」を、「製式」に、「又は茶褐色」を、「茶褐色又は紺色」に、「似た色の皮製」を、「類似色の皮製」に、「天井」を、「マチの生地はメッシュとする。天井」に改め、「濃紺色の織物」の下に、「とする。」を加え、同表救急服の項中、「制式」を、「製式」に、「両もも」を、「両もも部」に改め、同表救助服の項、教員章の項、バンドの項、皮手袋の項及び靴の項中、「制式」を、「製式」に改め、同表に次のように加える。

ブツヤキロポア



(でそ長)服夏



告 示

○宮城県告示第二百五十四号

職員表彰規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

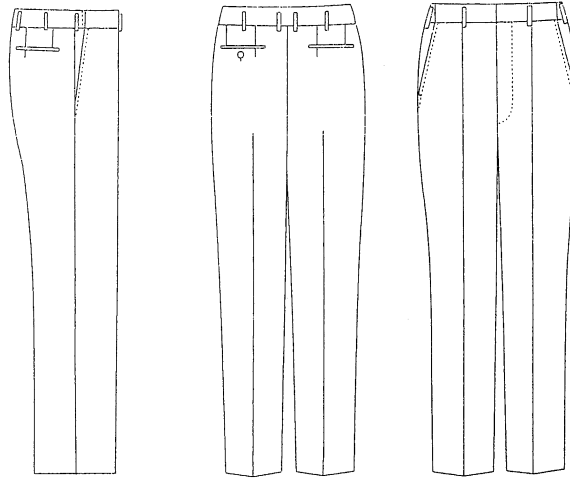
この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

(でそ半)服夏



(ンボズ)服夏



職員表彰規程の一部を改正する告示

職員表彰規程（昭和四十六年宮城県告示第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号を削る。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩